

## 登所許可書（医師記入）

富士見市立第一保育所長

入所児童氏名 \_\_\_\_\_

該当病名 に○	病名	登所の目安
	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過していること。
	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後3日経過していること。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日経過していること。
	風しん	発しんが消失していること。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂瘍（かさぶた）化していること。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること。
	結核	医師により感染のおそれがないと認められていること。
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日経過していること。
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること。
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること。
	腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されていること。
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること。
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染のおそれがないと認められていること。

※ 上記の病気は、医師が登所可能の判断をするまでは出席停止となります。

上記の者は、上記の○印の病気の症状も回復し、集団生活に支障がない状態となったので、  
年       月       日から登所可能と判断します。

年       月       日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_